

# いままなぜ？改憲論議

自民党は、最大規模の地震や津波等への迅速な対応の必要性を理由として、憲法に緊急事態条項を設けることを改憲4項目の一つに掲げ(特に、内閣による立法権限の代替)、最近では、コロナ禍を持ち出して、この項目を優先して議論しようとしています。

緊急事態条項は、国家緊急権を具体化する規定で、この国家緊急権とは、憲法の代表的な教科書によれば「戦争・内乱・恐慌・大規模な自然災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、立憲的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限」で、「執行権への権力の集中と強化を図って危機を乗り切ろうとするものであるから、

## 立憲主義の破壊、人権保障の停止も

### ③ 自民改憲4項目―緊急事態条項の創設

立憲主義を破壊する大きな危険性をもって「もの」です(岸部信喜『憲法(第7版)』2019年、岩波書店)388頁。

つまり、立憲主義憲法の不可欠の原則である権力分立を停止し、法律を執行する役割を担う執行権(行政権)内閣に権力を集中させ、内閣が立法権も行使し、もう一つの不可欠な原則である人権保障の停止も伴いするものです(なお、これらの停止は、短期間とは限りません)。内閣による独裁の危険が生じるともいえます。ドイツでヒトラーが独裁体制を樹立するのに、ワイマル憲法の緊急事態条項を濫用したことも指摘されています。

緊急事態条項は、大日本帝国憲法にはありませんでした(濫用されたことも指摘されています)

す)が、日本国憲法にはありません。これは、憲法制定時に憲法担当の金森徳次郎国務大臣が答弁(1946年7月15日衆議院帝國憲法改正案委員会)しているように、民主政治を徹底させて国民の権利を十分擁護するためには、政府の一存で行う処置は極力これを防止しなければならない、どんなに精緻な憲法を定めても、非常ということをおそれて破壊されるおそれが無と断言し難く、必要が起されれば臨時議会の召集・参議院の緊急集会で対応し、同時に、緊急事態に対応する具体的に必要な規定は、平素から濫用の虞のないように完備しておくことが適当である、という理由から意図的に設けられなかったのです。

この立場から、これまで法律で対応してきたおり、法律が不十分だとすれば、その点を法律で整備すればよいということになりま

す。災害対策も新型コロナウイルスやウィルス感染症対策も同様ではないのでしょうか。

今、日本国憲法のこの立場を変更して、大きな危険性をもつ緊急事態条項を憲法に設ける必要があるといえるのでしょうか。(倉田原志・立命館大学教授)

災害対策や感染症対策を理由に緊急事態条項の創設を訴える、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」のピラ

#### 憲法に緊急事態条項が必要

千葉県救命救急センター長  
「募型メッセージに臨時病院の設置を計画したが、断念」  
千葉県法務担当者  
「法律でやれない理由が多々ある」



憲法に緊急事態条項があれば、細かな制約をクリアできる

国民は国会審議を求めています

憲法への緊急事態条項新設に賛成 待措法改正を支持

#### 感染症と自然災害に強い日本を創ろう!!

感染拡大防止には憲法論議が必要

「外出規制や休業要請に伴う罰則規定など、様々な法的措置を取るべきである」  
「権限強化が待ったなしであり、『必須』」

「人権制約には、憲法上の議論も必要になる」

西村康成 担当大臣

国会の緊急対応は大丈夫か?